

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（案）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

出入国管理法

目次中「第十八条の二」を「第十八条」に、「收容」を「收容等」に、「第五十条」を「第五十条の二」に、「仮放免（第五十四条・第五十五条）」を「容疑者收容許可状等の失効による放免及び仮放免（第五十三条の二―第五十五条）」に改め、「第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の二の十 四）」を削り、「第六十一条の三」を「第六十一条の二」に改める。

第一条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、「とともに、難民の認定手続を整備する」を削る。

第二条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、第三号の二を削り、同条第十号中「第六十一条の三」を「第六十一条の二」に改め、同条第十二号の二を削り、同条第十三号中「第六十一条の三の二」を「第六十一条の三」に改める。

第二条の二第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第三条第一項第二号中「許可（）」の下に「難民等の保護に関する法律（令和三年法律第 号。以下

「難民等保護法」という。）第十二条第四項前段及び第五項の規定による許可を含む。」を加える。

第五条第一項第五号の二中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第六条第一項ただし書及び第七条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改める。
第一項」に改める。

第九条第三項ただし書中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改め、
同条第七項中「第四節」の下に「又は難民等保護法第十二条」を加え、「第十条第八項」を「第十条第十三項」に改め、同条第八項第一号口中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改め、同号ハ(2)中「第十条第八項」を「第十条第十三項」に改める。

第十条中第十一項を第十六項とし、第十項を第十五項とし、第九項を第十四項とし、同条第八項中「第十項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、同条第五項中「基き」を「基づき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「一人を」の下に

「口頭審理に」を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 当該外国人又はその代理人は、法務省令で定めるところにより、口頭審理が終了するまでの間、特別審理官に対し、当該外国人の引渡しを記載した書面その他の関係書類の閲覧（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五十七条第九項において同じ。）にあつては、記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧）又は当該関係書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、特別審理官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

5 特別審理官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類を提出した入国審査官の意見を聴かなければならない。ただし、特別審理官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 特別審理官は、第四項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

7 第四項の規定による交付を受ける当該外国人又はその代理人は、政令で定めるところにより、実費の範

囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

8 特別審理官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第十一条第一項中「前条第十項」を「前条第十五項」に改め、「外国人」の下に「又はその代理人」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による許可の申請を当該異議の申出と併せてすることができる。

第十一条第二項中「前項」を「前項前段」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を当該通知に付さなければならない。

第十一条第六項中「その旨」の下に「及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）」を加える。

第十二条第一項中「前条第三項」を「前条第三項前段」に改める。

第十三条第一項中「手続中」の下に「又は難民等保護法第十二条第一項に規定する一時庇護のための上陸の手続中」を加え、「その」を「これらの」に改め、同条第三項中「二百万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「第十条第八項」を「第十条第十三項」に、「第十条第七項若しくは第十一項」を「第十条第十二項若しくは第十六項」に改め、同条第六項中「虞」を「おそれ」に、「收容令書を発付して」を「仮上陸許可者收容許可状により、この章に規定する上陸の手続が完了するまでの間に限り、」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 前項の仮上陸許可者收容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

第十三条に次の三項を加える。

8 前項の裁判官は、同項の仮上陸許可者收容許可状を発する前に、第一項の許可を受けた外国人及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

9 入国警備官は、第七項の裁判官が第一項の許可を受けた外国人について第六項の收容を認めなかつたと

き又は次項において読み替えて準用する第四十一条第一項ただし書の裁判官が次項において読み替えて準用する第四十一条第一項ただし書による更新を認めなかつた場合であつてその者を収容しているときは、その者を放免しなければならない。

10 第四十条から第四十二条（第二項を除く。）までの規定は、第六項の仮上陸許可者収容許可状による収容について準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、「同条第二項」とあるのは「同条第七項」と、第四十一条第一項ただし書中「を限り延長する」とあるのは「ごとに当該期間を更新する」と、同条第三項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、第四十二条第一項中「容疑者を」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人を」と、「容疑者に」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人に」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「第十条第七項若しくは第十一項」を「第十条第十二項若しくは第十六項」に改める。

第十八条の二を削る。

第十九条第四項中「第十六条から第十八条まで」を「前三条」に改める。

第十九条の八第一項中「(第二十二條の三において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十条第一項又は第六十一条の二の二第一項若しくは第二項」を「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項」に改め、同条第四項中「又は第二十二條の三」を削り、「第二十二條の二第二項(第二十二條の三において準用する場合を含む。）」を「同条第二項」に、「(第二十二條の三において準用する場合を含む。）」を「において」に改める。

第十九條の二十六第一項第二号及び第十九條の三十六第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第二十二條の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(在留資格の取得)」を付する。

第二十二條の三を次のように改める。

第二十二條の三 削除

第二十二條の四第一項中「第六十一条の二第一項の難民の認定」を「難民等保護法第三条第一項に規定する難民等の認定(第二十四條第十号において「難民等の認定」という。）」に改め、同項第四号中「より」

の下に「、第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項」を加え、「第六十一条の二の二第二項」を「第五十条の二第一項」に改め、同項第八号中「許可又は」の下に「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、」を加え、「第六十一条の二の二第二項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第二十三条第一項第七号及び第八号を削る。

第二十四条第二号の四中「第六十一条の二の八第二項」を「難民等保護法第十条第二項」に改め、同条第三号中「許可又は」を「許可、」に改め、「よる許可」の下に「又は難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可」を加え、同条第三号の四イ中「活動又は」を「活動、」に、「若しくは第八号の二から第八号の四まで」を「、第九号若しくは第十号」に改め、「行う活動」の下に「又は難民等保護法第六十九条第二号から第四号までに掲げる者が行う活動」を加え、同条第四号ホ中「又は第七十四条の八」を「若しくは第七十四条の八又は難民等保護法第七十一条若しくは第七十二条」に改め、同条第五号の二中「第十条第七項若しくは第十一項」を「第十条第十二項若しくは第十六項」に改め、同条第六号中「一時庇護のための上陸の許可」を「難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可」に改め、同条第十号中「第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三」を「難民等保護法

第六条第一項若しくは第二項又は第七条」に、「第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）」を「難民等保護法第二十一条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）」、第二十二条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）又は第二十三条第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）」に、「難民」を「難民等」に、「たもの」を「たもの。」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、次のイからハまでに掲げる者を除く。

イ 難民等保護法第二十一条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第五号に規定する無国籍者（以下この号において「無国籍者」という。）である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ロ 難民等保護法第二十二条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、無国籍者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ハ 難民等保護法第二十三条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消

された者で、難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民若しくは同項第四号に規定する補完的保護対象者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十一条第一項（第二号に係るものに限る。）若しくは第二十二条第一項（第二号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

第二十六条の二第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改める。
「第二節 収容」を「第二節 収容等」に改める。

第三十九条の見出しを「（収容等）」に改め、同条第一項中「一に該当する」を「いずれかに明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡する」に、「は、収容令書」を「に限り、容疑者収容許可状」に改め、同条第二項中「収容令書」を「容疑者収容許可状」に、「主任審査官」を「所在地を管轄する地方裁判所の裁判官」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の裁判官は、同項の容疑者収容許可状を発する前に、容疑者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十条の見出しを「（容疑者収容許可状の方式）」に改め、同条中「収容令書」を「容疑者収容許可

状」に、「法務省令」を「最高裁判所規則」に、「且つ、主任審査官」を「かつ、同条第二項の裁判官」に改める。

第四十一条第一項中「收容令書」を「容疑者收容許可状」に、「三十日」を「十日」に改め、同項ただし書中「但し、主任審査官」を「ただし、入国審査官の請求があつた場合において、入国警備官の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官」に改め、同条第二項中「收容令書」を「容疑者收容許可状」に改める。

第四十二条第一項及び第二項本文中「收容令書」を「容疑者收容許可状」に改め、同項ただし書中「但し、收容令書」を「ただし、容疑者收容許可状」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「收容令書」を「容疑者收容許可状」に、「まつていて」を「待つていて」に、「虞」を「おそれ」に、「またず」を「待たず」に改め、同条第二項中「すみやかにその理由を主任審査官に報告して、收容令書」を「速やかにその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に対し、容疑者收容許可状」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三十九条第三項の規定を準用する。

第四十三条第三項中「主任審査官」を「同項の裁判官」に改める。

第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条の規定により容疑者の引渡しを受けたとき。

二 違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるとき。

第四十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十条第三項及び第九項から第十一項までの規定は前項の審査の手續について、第二十九条第一項の規定は容疑者を収容していない場合の前項の審査の手續について、それぞれ準用する。この場合において、第十条第三項中「提出し、及び証人を尋問することができる」とあるのは、「提出することができる」と読み替えるものとする。

第四十七条第一項中「認定した」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第二項中「受けた」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第四項中「請求」の下に「を

し、又は次条第一項の規定による申請」を加え、同条第五項中「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「署名をさせなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

6 主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(認定に服する場合の在留特別許可)

第四十七条の二 前条第三項の認定に服した容疑者又はその代理人は、当該容疑者が同条第五項の規定により口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し第三項の規定による許可を申請することができる。

2 主任審査官は、前項の申請があつたときは、第四十五条第三項の審査に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当

するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者であるとき。

四 本国に居住していた期間より長い期間本邦に在留している者であるときその他本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦に定着していると認められるとき。

五 日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者の子（第一号及び第三号に掲げる者を除く。）であるとき。

六 日本人若しくは特別永住者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者（日本人の配偶者を除く。以下この号において「日本人等」という。）と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号及び第八号において同じ。）又は当該容疑者と性別を同じくする日本人等であつて当該容疑者と婚姻関係に準ずる関係にあるものと共同生活をしているとき。

七 未成年者（当該容疑者の子として出生した者に限り、婚姻又は前号に規定する共同生活をしている者

を除く。)であつて次のイ又は口のいずれかに該当するものを監護し、若しくは養育し、又は扶養して
いるとき。

イ 第三号又は第四号に掲げる者

ロ 日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者の子として出生した者又は別表
第二の上欄の在留資格をもつて在留する者

八 未成年者(婚姻又は第六号に規定する共同生活をしている者を除く。)であつて、別表第二の上欄の
在留資格をもつて在留する者の監護若しくは養育又は扶養を受けているものであるとき。

九 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

十 難病(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第一条に規定する難病
をいう。)、小児慢性特定疾病(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規
定する小児慢性特定疾病をいう。)その他重度の疾病により本邦での治療を必要としているとき。

十一 前号に規定する治療を要する親族を看護することが必要と認められる者であるとき。

十二 その他人道的な配慮を必要とすると認められること等により特別に在留を許可すべき事情があると

法務大臣が認めるとき。

4 法務大臣は、第一項の規定による申請に係る容疑者が児童の権利に関する条約第一条に規定する児童に該当するときは、前項の規定により許可をしかどうかの判断に当たつては、同条約に係る児童の権利に関する委員会その他の国際機関による見解を踏まえ、同条約第三条1の規定に基づき児童の最善の利益を主として考慮するとともに、同条約第九条1の規定に基づき当該児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないよう特に配慮するものとする。

5 法務大臣は、第一項の規定による申請に係る容疑者に家族があるときは、第三項の規定により許可をしかどうかの判断に当たつては、当該容疑者及びその家族が我が国に在留できるよう特に配慮するものとする。

6 法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

7 法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、その旨を出入国在留管理庁長官及び主任審査官に通知しなければならない。この場合において、当該許可が在留資格の決定を伴うものであり、かつ、当

該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

8 主任審査官は、法務大臣から前項前段の通知を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

9 法務大臣は、第三項の規定による許可をしない場合には、その旨及びその理由を主任審査官に通知しなければならない。

10 主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、第三項の規定による許可がされなかつた旨及びその理由を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十八条第一項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該容疑者を収容していないときは、その者の出頭を求めなければならない。

第四十八条第五項中「第六項」を「第十一項」に改め、同条第六項中「前条第三項」を「第四十七条第三

項」に、「とき」を「場合」に改め、「限る。」の下に「において、容疑者を収容しているとき」を加え、同条第七項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、「受けた」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第八項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、「速やかに」の下に「理由を付した書面をもつて、」を加え、「申し出る」を「申し出、又は次条第一項の規定による申請をする」に改め、同条第九項中「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「署名をさせなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

10 主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(判定に服する場合の在留特別許可)

第四十八条の二 前条第八項の判定に服した容疑者又はその代理人は、当該容疑者が同条第九項の規定により異議を申し出ない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し次項の規定による許可を申請することがで

きる。

2 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が第四十七条の二第三項各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

3 第四十七条の二第二項の規定は第一項の規定による申請があつた場合に、同条第四項から第十項までの規定は第二項の規定による許可について準用する。この場合において、同条第二項中「調書」とあるのは、「調書、第四十八条第四項の口頭審理に関する調書」と読み替えるものとする。

第四十九条第一項中「前条第八項」を「第四十八条第八項」に改め、「容疑者」の下に「又はその代理人」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による許可の申請を当該異議の申出と併せて行うことができる。

第四十九条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「前条第四項」を「第四十八条第四項」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を当該

通知に付さなければならない。

第四十九条第四項中「受けた」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第五項中「をした」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第六項中「その旨」の下に「及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）」を加える。

第五十条第一項中「次の各号」を「前条第一項後段の規定による申請をし、かつ、第四十七条の二第三項各号」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第四十七条の二第四項から第六項まで及び第七項後段の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五章第三節中第五十条の次に次の一条を加える。

（退去強制令書の発付を受けた者の在留特別許可）

第五十条の二 法務大臣は、退去強制令書を発付した後に、事情の変更によりその発付の処分を維持するこ

とを不当と認めるに至つたときは、当該退去強制令書の発付を受けた者又はその代理人の申立てにより、その発付を取り消し、その発付を受けた者の在留を特別に許可することができる。

2 前項の申立ては、法務省令で定める手続により、申立書を主任審査官に提出してしなければならない。

3 第四十七条の二第四項から第六項まで及び第七項後段の規定は、第一項の規定による許可をする場合に準用する。

4 法務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を主任審査官に通知しなければならない。

5 主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けた場合において第一項の許可を受けた者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第五十一条中「第四十七条第五項、第四十八条第九項」を「第四十七条第六項、第四十七条の二第十項（第四十八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条第十項」に改める。

第五十二条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「前項」を「第六項」に、「送還する」を「送還し、又は引き渡す」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「おいて、」を「おいて」に、「ときは、送還可能のときまで」を「場合又はその者に係る同

項ただし書の規定による運送業者への引渡し若しくは第五十九条の規定による本邦外への送還を停止する場合であつて、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、送還又は引渡しが可能なときまでに限り、退去強制対象者收容許可状により」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7 前項の退去強制対象者收容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

8 前項の裁判官は、同項の退去強制対象者收容許可状を発する前に、退去強制を受ける者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

9 主任審査官は、退去強制を受ける者が第六項の規定により收容されている期間が六月に達したときは、その者を放免しなければならない。この場合において、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、その者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができるとができる。

10 第四十条、第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、退去強制対象者收容許可状による收容について

準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「退去強制を受ける者の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制の理由」と、「同条第二項」とあるのは「同条第七項」と、第四十一条第一項本文中「十日」とあるのは「七日」と、同項ただし書中「十日を限り延長する」とあるのは「収容の期間が通じて三十日に達するまでは七日ごとに、三十日に達した日以後六月に達するまでは一月ごとに当該期間を更新する」と、第四十二条第一項中「入国警備官」とあるのは「入国警備官（第五十二条第二項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。次項において同じ。）」と、「容疑者を」とあるのは「退去強制を受ける者を」と、「容疑者に」とあるのは「退去強制を受ける者に」と、同条第二項中「容疑者に対し、容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制を受ける者に対し、退去強制の理由」と読み替えるものとする。

第五十二条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項本文の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）は、退去強制令書の発付に係る処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分

取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、これを停止するものとする。

第五十三条第三項第一号中「難民条約」を「難民の地位に関する条約」に改める。

「第五節 仮放免」を「第五節 容疑者收容許可状等の失効による放免及び仮放免」に改める。

第五章第五節中第五十四条の前に次の一条を加える。

（容疑者收容許可状等の失効による放免）

第五十三条の二 仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状の発付を受けて收容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状を発付した裁判官がその発付の際に所属していた地方裁判所に対し、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状の発付を受けて收容されている者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がなくなつたと又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため收容の継続が相当でなくなつたことを理由として、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の失効の申立てをすることができる。

2 前項の地方裁判所は、同項の規定による申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の効力を失わせなければならない。この場合において、同項の地方裁判所の長は、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状がその効力を失った旨を、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状による收容に係る入国者收容所長又は主任審査官に通知しなければならない。

3 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の通知を受けたときは、当該仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の発付を受けて收容されている者を放免しなければならない。この場合において、入国者收容所長又は主任審査官は、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

第五十四条第一項中「收容令書若しくは退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状若しくは退去強制対象者收容許可状」に改め、同条第二項中「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に、「三百万円」を「百万円」に改め、

同項に後段として次のように加える。

この場合において、その者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がないと認めるとき又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなつたときは、その者を仮放免するものとする。

第五十四条第三項中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項の仮放免により収容されていない期間は、第四十一条第一項（第十三条第十項又は第五十二条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の期間に算入しない。

5 入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免をしないと決定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、同項の請求をした者（同項の請求をした者が仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者でない場合にあっては、同項の請求をした者及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者）にその旨を知らせなければならない。

第五十五条第二項中「の取消」を「の取消し」に、「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、仮放免取消書には同項の取消しをした理由を記載しなければならない。

第五十五条第四項中「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に改め、同条第五項中「收容令書又は退去強制令書を」を「仮上陸許可者收容許可状又は退去強制令書を」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十七条第八項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、同条第九項中「（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第五十九条の二第一項中「（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を削り、「第二十六条第一項」の下に、「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項」を加え、「第六十一条の二の十一」を「第五十条の二第一項」に改める。

第七章の二を削る。

第六十一条の三第二項第二号中「第六十一条の二の八第二項」を「難民等保護法第十条第二項」に改め、同項第三号中「第五十九条の二第一項及び第六十一条の二の十四第一項」を「及び第五十九条の二第一項」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条を第六十一条の二とする。

第六十一条の三の二第二項第二号中「收容令書及び退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状並びに退去強制令書及び退去強制対象者收容許可状」に改め、同条を第六十一条の三とする。

第六十一条の四第二項第二号中「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制令書若しくは退去強制対象者收容許可状」に改める。

第六十一条の五の次に次の一条を加える。

(收容されていない退去強制対象者の生活に関する国及び地方公共団体の施策)

第六十一条の五の二 国及び地方公共団体は、收容されていない退去強制対象者（容疑者を含む。以下この

条において同じ。)が、適切な医療、食事、住居その他の生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるときは、当該退去強制対象者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその生活を営むために必要な手段を得られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、收容されていない退去強制対象者の生活に関する各般の問題につき適切な対応が図られるよう、当該退去強制対象者及びその家族、当該問題に対する対応を行っている民間の団体その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第六十一条の六中「收容令書」を「仮上陸許可者收容許可状又は容疑者收容許可状」に改める。

第六十一条の七第二項中「一定の」を「適切な」に改め、同条第六項中「外」を「ほか」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「被收容者」を「前二項に規定するもののほか、被收容者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 入国者收容所等においては、被收容者の心身の状況を常に適切に把握することに努め、被收容者の健康

及び入国者収容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

第六十一条の七の七及び第六十一条の八第一項中「並びに難民の認定」を削る。

第六十一条の九第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、「並びに難民の認定」を削る。

第六十一条の九の二第一項中「（第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を削り、同条第六項ただし書を削る。

第六十一条の九の三第一項第三号中「（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十条第三項若しくは第六十一条の二の二第三項第一号」を「若しくは第四十七条の二第七項後段（第四十八条の二第三項、第五十条第二項又は第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第六十一条の十第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 外国人の入国及び在留の管理に当たつての外国人の人権の尊重に関する事項

第六十三条第一項中「、その者を収容しないときでも」を削り、「第二十九条第一項」の下に「(第四十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「とあるのは「容疑者」を」とあるのは、「容疑者」に改め、「、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」とを削る。

第六十四条の見出しを「(身柄の引渡し)」に改め、同条第一項中「收容令書又は退去強制令書の呈示をまつて」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の提示を待つて」に改め、同条第二項中「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に、「呈示をまつて」を「提示を待つて」に改める。

第六十五条第一項中「收容令書が発付され、且つ」を「仮上陸許可者收容許可状又は容疑者收容許可状が発付され、かつ」に改める。

第六十八条を削り、第六十八条の二を第六十八条とする。

第六十九条中「事項」の下に「(次項に規定する事項を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 出入国管理法に定めるもののほか、仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状及び退去強制対象者収

容許可状の発付並びに失効に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六十九条の二及び第六十九条の三中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第七十条第一項第三号の三中「(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「、遭難による上陸の許可又は一時庇護^ひのための上陸の許可」を「又は遭難による上陸の許可」に改め、同項第八号の四及び第九号を削り、同項中第八号の二を第九号とし、第八号の三を第十号とする。

第七十条の二ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

一 難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民又は同項第四号に規定する補完的保護対象者であること。

二 前号の条約難民又は補完的保護対象者に係る領域においてその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条A(2)若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護された権利利益を害されるおそれがあることにより、当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条の五に次の三号を加える。

四 第五十二条第九項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

五 第五十二条第十一項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

六 第五十三条の二第三項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十二条第一号中「收容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号から第八号までを削る。

第七十三条の二第二項第三号中「又は第八号の二から第八号の四まで」を「、第九号若しくは第十号又は難民等保護法第六十九条第三号若しくは第四号」に改める。

第七十四条の六の二第一項第一号及び第三号中「難民旅行証明書、」を削る。

第七十五条中「第十条第五項（）」を「第十条第十項（第四十五条第二項及び）」に改める。

附則第六項を次のように改める。

- 6 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正法による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する外国人で定住者の在留資格の取得を希望するものは、法務省令で定める手続により、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、法務大臣に対し次項に規定する許可を申請することができる。

附則第六項の前に見出しとして「（在留資格に係る許可の特例）」を付する。
附則に次の十三項を加える。

- 7 法務大臣は、前項の申請をした外国人が施行日の前日において次の各号のいずれにも該当するときは、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
イ 本邦に継続して在留している期間が十年を超えていること。
ロ 本邦に在留している期間の年数が年齢に相当する年数に三分の二を乗じて得た年数を超えていること。

と。

ハ 本邦に継続して在留している期間が三年を超え、かつ、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と性別を同じくする者であつてその者と婚姻関係に準ずる関係をなすことを合意した旨の契約（公正証書によりするものその他これに類するものとして法務省令で定めるものに限る。）を締結したものを含む。）、子、孫、祖父母又は兄弟姉妹が次のいずれかに該当していること。

(1) 日本人

(2) 改正法による改正前の別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者

(3) イ又はロに該当する者

(4) 特別永住者

ニ 本邦に継続して在留している期間が一年を超え、かつ、その者の父母がハ(1)から(4)までのいずれかに該当していること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事由に該当すること。

二 改正法による改正前の第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハ、ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合を除く。）、ホ及びヌからヨまで、第四号の三、第四号の四並びに第十号のいずれにも該当しないこと。ただし、法務省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

三 改正法による改正前の第二十四条第四号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。）及びトからリまでのいずれにも該当しないこと。ただし、その者が犯した罪により同号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。）又はトからリまでのいずれかに該当することとなつた場合において、その罪により、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金の刑に処せられたとき又は無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁錮若しくは三百万円を超える罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくは刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 刑法第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部

の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

ロ 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ハ 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

ニ 無期又は七年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

8 法務大臣は、前項第四号ハの認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。
い。

9 法務大臣は、附則第七項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となる時 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載したる在留資格証明書の交付

10 附則第七項の規定による許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

11 附則第七項の規定による許可を受けた者（以下「特例許可者」という。）が当該許可の効力の生ずる時までに第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第十号まで若しくは第七十二条第二号、改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第八号の三まで若しくは第七十二条第二号又は難民等保護法第六十九条第二号から第四号までの罪を犯した者であるときは、その刑を免除する。

12 特例許可者については、当該特例許可者が施行日の前日において改正法による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する行為を行い、かつ、附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時までに当該行為を引き続き行つていたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手續（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手續を含む。）を行わない。

13 法務大臣は、特例許可者が附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時以後に死刑、無期若しくは三

年を超える懲役若しくは禁錮若しくは三百万円を超える罰金の刑に処せられ、又は刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すものとする。

14 法務大臣は、特例許可者について、偽りその他不正の手段により附則第七項各号のいずれにも該当するものとして同項の規定による許可を受けた事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

15 第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前二項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは「附則第十三項又は附則第十四項」と読み替えるものとする。

16 附則第六項の申請をした外国人に対する出入国管理法の規定の適用については、第十九条の八第一項中「又は第五十条の二第一項」とあるのは、「第五十条の二第一項又は附則第七項」と、第二十二条の四第一項第八号中「若しくは第五十条の二第一項」とあるのは、「第五十条の二第一項若しくは附則第七項」と、第二十四条第二号の四中「第二十二条の四第七項本文（）」とあるのは「第二十二条の四第七項本文

(附則第十五項及び」と、第五十九条の二第一項中「若しくは第五十条の二第一項」とあるのは、「第十條の二第一項若しくは附則第七項」と、第六十一条の二第二項第二号中「第二十二條の四第二項(」とあるのは「第二十二條の四第二項(附則第十五項及び」と、「第二十二條の四第三項ただし書(」とあるのは「第二十二條の四第三項ただし書(附則第十五項及び」と、第六十一条の九の二第一項中「又は第六項」とあるのは「又は第六項(附則第十五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」と、同條第六項中「できる。」とあるのは「できる。ただし、附則第十五項の規定による書類の送達については、この限りでない。」と、別表第二中「第四十七條の二」とあるのは「第四十七條の二、附則第七項」とする。

17 附則第六項から前項までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

18 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一 偽りその他不正の手段により、附則第七項の規定による許可を受けた者

二 附則第十五項において準用する第二十二條の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

(検討)

19 政府は、外国人の我が国における生活の安定に資するよう、就労に必要な在留資格に係る制度等の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

別表第一中「第二十二條の三」及び「第六十一條の二の二、第六十一條の二の八」を削る。

別表第二中「第二十二條の三」を削り、「第六十一條の二の二、第六十一條の二の八」を「第四十七條の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、難民等の保護に関する法律（令和三年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備等)

第四条 この法律の施行に伴う関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。

理由

出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手續の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。